

年金の請求手続きのご案内

「特別支給の老齢厚生年金」のご請求

老齢厚生年金は原則65歳から受け取ることができます、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あるなどの要件を満たす方は、65歳前に特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができます。

下記案内をお読みいただき、同封の「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」（以下「年金請求書」）によりお手続きください。

▲ 63歳の誕生日の前日以降に、「年金請求書」の提出が可能となります。

■ 年金を受け取るための手続きの流れ

STEP1 年金請求書に必要事項をご記入ください

記入方法が動画で確認できます。
右の二次元コードからアクセス▶



- 黒インクのボールペンでご記入ください。
* 鉛筆や、摩擦等により消色するインクを用いたペンは使用しないでください。
- 住所欄に印字された住所が住民票住所であることをご確認ください。
印字された住所に誤りがある場合は、二重線で訂正のうえ、正しい住所（フリガナを含む）を余白にご記入ください。
* 住民票住所と異なる居所を通知書等送付先とする場合は、住所欄に通知書等送付先を記入したうえで、「住民基本台帳による住所等の更新停止・解除申出書」が必要になりますので、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

STEP2 必要な添付書類をご確認ください

- 2ページ・3ページをご確認ください。

* 年金請求書にマイナンバーを記入することにより戸籍、住民票および所得証明書の添付を省略できます。

STEP3 お近くの年金事務所等の窓口または郵送にてご提出ください

- 63歳の誕生日の前日以降に、必要な添付書類とともに年金事務所に郵送いただくか、年金事務所や街角の年金相談センターの窓口にお持ちください。
- 「特別支給の老齢厚生年金」は、請求を遅らせても、増額することはありません。
- 年金を受けられるようになったときから5年を過ぎると、法律に基づき、5年を過ぎた分については時効により受け取れなくなります。早めにお手続きください。

窓口での手続きは、予約相談をご利用ください。

詳しくは同封の「老齢年金請求書のご提出について」をご覧ください。

STEP4 年金の受け取りが始まります

- 年金請求書の審査結果は、受付日から1~2ヶ月程度で「年金証書・年金決定通知書」等により、お知らせします。
- 「年金証書・年金決定通知書」がお手元に届いてから、1~2ヶ月後に年金のお支払のご案内（年金振込通知書等）がお手元に届き、年金の受け取りが始まります。

年金請求に必要な添付書類

1. 年金の受取口座を確認する書類

年金請求書に記載した年金の受取口座について、以下の書類の添付が必要です。

- **金融機関の通帳またはキャッシュカードのコピー**
(金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、預金種別、口座番号が確認できるもの)

*一部のインターネット専業銀行は年金の受け取り先として指定できます。

詳しくは、年金の受け取りを希望するインターネット専業銀行にお問い合わせください。

*インターネット専業銀行を指定する場合、金融機関名、支店名、口座名義人氏名 フリガナ、預金種別、口座番号が確認できるページを、プリントアウトし、添付してください。

- **年金請求書に金融機関の証明を受けた場合、または公金受取口座として登録済の口座を年金の受取先に指定する場合は、上記の書類は不要です。**

2. 雇用保険に関する書類

現在雇用保険に加入中の方、または、過去7年以内に雇用保険に加入していたことがある方は、雇用保険被保険者番号が記載された以下いずれかの書類のコピーを添付してください。

- **雇用保険被保険者証**
- **雇用保険受給資格者証**
- **雇用保険受給資格通知**
- **高年齢雇用継続給付支給（不支給）決定通知書**

*雇用保険被保険者証等を複数お持ちの方は、直近の雇用保険被保険者番号が確認できるものを添付してください。

*上記書類に関するご不明点は、勤務先またはハローワークにお問い合わせください。

3. 生年月日を確認する書類

ご本人の生年月日を確認する書類として、以下いずれかの書類の添付が必要です。

- **戸籍抄本（または戸籍謄本）**
- **住民票**

*戸籍・住民票を添付する場合は、63歳の誕生日の前日以降、年金請求書の提出日の6ヶ月以内に交付されたものが必要です。

ご本人のマイナンバーが登録済、または、請求書にマイナンバーをご記入いただいた場合は、ご本人の生年月日を確認する書類の添付を省略できます。

マイナンバーの登録状況は、同封の年金請求書の14ページ1. (2) 欄にてご確認ください。

- 「1」が印字されている方：日本年金機構にマイナンバーが登録済のため、
生年月日を確認する書類の添付を省略できます。
- 「0」が印字されている方：年金請求書の1ページにご本人のマイナンバーをご記入いただくと、
(空欄の場合も含む) 生年月日を確認する書類の添付を省略できます。

【共済組合の加入期間がある方・外国人の方】

- 共済組合等の加入期間がある場合は、年金請求書の1ページにご本人のマイナンバーを必ずご記入ください。
- 外国人の方で、マイナンバーをお持ちの場合は、年金請求書の1ページにマイナンバーをご記入ください。
また、年金請求書の1ページの氏名が印字されている下の余白にアルファベット氏名を大文字で記入のうえ、
在留カードまたは住民票（どちらもコピー可）のいずれかの書類を添付してください。

■ 配偶者または子がいる方……引き続き3ページをご確認ください。

■ 上記以外の方……………必要な添付書類はここまでです。最後に5ページ以降をご確認ください。

配偶者または子がいる方

4. 加給年金額や振替加算を加算するために必要な書類

ご本人(年金を受ける方)に生計を維持されている配偶者または子がいる場合や、ご本人(年金を受ける方)が配偶者によって生計を維持されている場合、加給年金額や振替加算を加算するために戸籍、住民票および所得証明書の添付が必要です。【表1】

- 年金請求書の8ページ・10ページに配偶者および子のマイナンバーをそれぞれ記入すると、

戸籍抄本（または戸籍謄本）、住民票および所得証明書の添付を省略できます。

*マイナンバーを記入した場合でも、審査の過程で添付書類が必要となる場合があります。あらかじめご了承ください。

*以下の2つの要件を満たしているとき、「生計を維持されている」といいます。

1. 生計を同じくしていること。（例）同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。
2. 年収850万円（所得655.5万円）以上を将来にわたって有しないことが認められること。

*「配偶者」とは、夫または妻のことといいます。

(婚姻の届け出はしていないなくても、事実上ご本人(年金を受ける方)と「婚姻関係と同様の状態にある方」を含みます。)

*「子」とは、次のいずれかに該当する方をいいます。

- ① 18歳になった後の最初の3月31日までの子
- ② 20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

【表1】加給年金額や振替加算を加算するために必要な書類（例）

詳しくは「老齢年金請求者専用フリーダイヤル（P5参照）」または、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

書類名	使用目的	備考欄
① 戸籍謄本等	配偶者・子との身分関係の確認	
② 世帯全員の住民票	生計同一要件の確認	
③ 【ご本人に加給年金額が加算される場合】 配偶者・子の所得証明書等	収入要件の確認 (原則、前年の収入または所得)	年金請求書に配偶者および子の マイナンバーを記入した場合は、 添付は不要です
④ 【ご本人に振替加算が加算される場合】 本人の所得証明書等		

*戸籍・住民票を添付する場合は、63歳の誕生日の前日以降、年金請求書の提出日の6ヶ月以内に交付されたものが必要です。

【おおむね5年以内に年収が850万円（所得655.5万円）未満となる見込みがある場合】

- 生計維持関係にある方の収入について、現在の年収が850万円（所得655.5万円）以上であって、おおむね5年以内に年収が850万円（所得655.5万円）未満となる見込みがある場合は、「退職年齢が確認できる勤務先の就業規則のコピー」等、収入が減少する見込みであることを確認できる書類の添付が必要です。
- 詳しくは「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

【配偶者・子と同一世帯でない場合】【事実婚関係にある方がいる場合】

- 配偶者または子と同一世帯でない場合や事実婚関係にある方がいる場合は、生計同一関係などを確認する書類として、「生計同一関係に関する申立書」等が別途必要です。
- 詳しくは「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

【子が障害の状態にある場合】

- 年金請求書10ページ5-2.（2）で子の障害の状態欄に「ある」と記入した場合は、以下の書類が必要になります。
 - ・医師または歯科医師の診断書（診断書の用紙は年金事務所等に用意してあります）
 - ・レントゲンフィルム（呼吸器系結核、肺化のう症、けい肺（これに類似するじん肺症を含む）の場合）
 - ・その他認定または審査に際し必要と認められるもの
- 子が特別児童扶養手当の支給対象者であり、特別児童扶養手当の直近の診断書（コピー可）を提出できる場合は、上記「医師または歯科医師の診断書」を省略できることがあります。お近くの年金事務所にお問い合わせください。

加給年金額の仕組み

厚生年金保険と共に加入期間を合わせて20年以上ある方が、65歳到達時点（または定額部分の支給が開始した時点）で、ご本人（年金を受ける方）によって生計を維持されている配偶者または子がいる場合に、「加給年金額」が加算されます。

【表2】配偶者・子の要件

対象者	要件
配偶者	<u>65歳未満であること</u>
子	・ <u>18歳になった後の最初の3月31日まで</u> ・国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は <u>20歳未満</u>

- 65歳到達後、厚生年金保険の被保険者期間が20年以上となった場合は、厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある老齢厚生年金を受け取ることができるようになったときに生計を維持している上記の配偶者または子がいると加算されます。（この場合は、その際に別途お手続きが必要です。）
- 配偶者が老齢（退職）年金（被保険者期間が20年以上あるもの）の受給権を有するときや、障害年金を受け取る間は、加給年金額は支給停止されます。

振替加算の仕組み

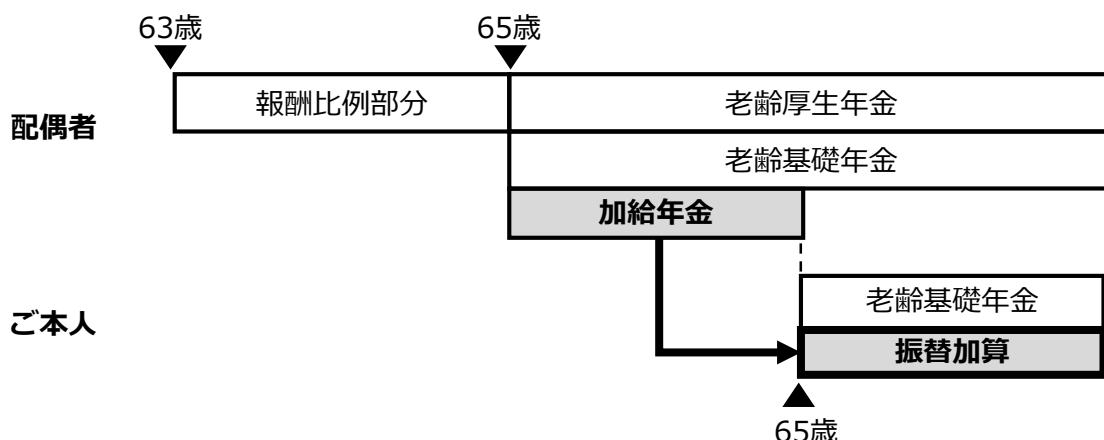
配偶者の老齢（退職）年金に加算されている加給年金額は、ご本人（年金を受ける方）が65歳になると自分の老齢基礎年金を受けられるため、加算されなくなります。このとき、ご本人（年金を受ける方）が配偶者によって生計を維持されており、下記の要件をすべて満たすと、ご本人（年金を受ける方）の老齢基礎年金の額に加算ができます。これを「振替加算」といいます。

【表3】振替加算を受ける方の要件

対象者	要件
ご本人 (年金を受ける方)	・生年月日が「大正15年4月2日～昭和41年4月1日」の間であること ・ご本人が老齢基礎年金のほかに、老齢厚生年金や退職共済年金の受給権を有する場合は、厚生年金保険と共に加入期間の合計が20年未満であること

- 配偶者の65歳到達時点（または定額部分の支給が開始した時点）で、ご本人（年金を受ける方）がすでに65歳以上の場合は、配偶者の特別支給の老齢厚生年金や老齢厚生年金に加給年金額の加算はありません。ただし、上記の要件を満たしている場合、配偶者が65歳になった時点で、ご本人の老齢基礎年金の額に「振替加算」が加算されます。（この場合は、配偶者が65歳になった際に別途お手続きが必要です。）

振替加算のイメージ



加給年金額や振替加算の詳しい説明は、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）に掲載しています。ぜひご利用ください。

ご提出時の留意事項

○年金事務所や街角の年金相談センターの窓口で手続きをする場合

- ご来所の際は、個人番号カード（マイナンバーカード）などの本人確認ができる書類をお持ちください。

【本人確認書類（例）】

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・運転免許証
- ・旅券（パスポート）
- ・在留カード 等

○ご本人以外の方（代理人）が手続きをする場合

- ご本人（年金を受ける方）が委任状をご記入ください。
(「年金請求書」12ページの委任状をお使いください。)
- 代理人の方は、来所の際にご自身の本人確認ができる書類が必要です。

○共済組合等の加入期間がある場合

- 年金事務所または街角の年金相談センターに年金請求書を提出することで、共済組合等から支給される老齢厚生年金をあわせて請求することができます。
- ただし、日本年金機構と各共済組合等で振込可能な金融機関に違いがありますので、ご注意ください。
年金の振込可能な金融機関については、「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」または各共済組合等にご相談ください。

老齢年金請求手続きのご相談は「老齢年金請求者専用フリーダイヤル（0120-08-6001）」をご利用ください。

フリーダイヤルの利用方法や利用にあたっての注意点は、同封の「老齢年金請求書のご提出について」をご覧ください。

「年金請求書」に関するQ&Aや手続き案内などについては、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）に掲載しています。ぜひご利用ください。

ご自身やご家族の年金加入記録に「もれ」や「誤り」はありませんか

お勤めされた期間が短期間であっても、その期間が年金の受給に結び付くことがあります。

- ①「年金請求書」の1ページに印字された基礎年金番号と異なる手帳記号番号が記載されたもの※をお持ちの場合は、「年金請求書」の手続きの際に添付してください。
※年金手帳、厚生年金保険被保険者証（どちらもコピー可）
- ②上記①をお持ちでない場合でも、次のような方は年金加入記録をぜひご確認ください。
 - ・転職が多い
 - ・姓（名）が変わったことがある
 - ・いろいろな名前の読み方がある

*年金加入記録は、ねんきんネットまたはお近くの年金事務所窓口で確認できます。

*年金事務所窓口で年金加入記録を確認する場合は、運転免許証などの本人確認ができる書類をご持参ください。

*ご家族（亡くなられた方も含みます）の記録の判明により、老齢年金や遺族年金等の受給に結び付くことがあります。

*共済組合等の加入期間について「もれ」や「誤り」がある場合は、それぞれの共済組合等にお問い合わせください。

年金加入記録の確認にねんきんネットをご利用ください。

■詳しくはねんきんネットで検索

ねんきんネット



https://www.nenkin.go.jp/n_net

年金の受け取りに関する留意事項

- 今回ご案内した「特別支給の老齢厚生年金」（65歳前の年金）については、繰下げによる増額はありません。年金を受けられるようになったときから5年を過ぎると、法律に基づき、5年を過ぎた分については時効により受け取れなくなります。早めにお手続きください。

○65歳になったときは

- 65歳になると老齢厚生年金・老齢基礎年金が受け取れるようになります。65歳の誕生月に、あらためて老齢厚生年金・老齢基礎年金の手続きのご案内をします。
- 65歳以降に受け取れる老齢厚生年金・老齢基礎年金は、受給開始時期を65歳から75歳まで自由に選択することができ、受給開始時期を遅らせるほど、受け取れる年金は増えています（詳しくは同封の「大切なお知らせ」をご覧ください）。

* 66歳の誕生日前に障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合は、繰下げ制度を利用することはできません。

○働きながら年金を受け取る場合

- 厚生年金保険に加入中の方は、勤務先からの報酬等により老齢厚生年金の一部または全部が受け取れない場合があります。
- 受給権発生以降に加入した厚生年金保険の被保険者期間は、退職時（1ヶ月経過後）、65歳到達時、70歳到達時および65歳から70歳までの毎年10月に年金額を改定する際の計算に含まれます。
- 雇用保険の基本手当、高年齢雇用継続給付を受けている方は、65歳までに支給される老齢厚生年金の一部または全部が受け取れません。

○65歳から受け取る老齢基礎年金を、65歳より前に受け取ることを希望する場合（繰上げ請求）

- 繰上げ請求の年金は請求を行った月の翌月分から受け取ることができます。なお、受け取る年金額は、請求した月に応じて減額します。繰上げ請求は、別途手続きが必要となるため、お近くの年金事務所または街角の年金相談センターにご相談ください。

○障害をお持ちの方、長期加入者（厚生年金保険の加入が44年以上）の方

- 特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分のみ）を受けるようになったときに、次のいずれかに該当し、さらに退職している方は、定額部分の支給開始年齢の特例により、報酬比例部分と定額部分を合わせた年金を受け取ることができます。

①厚生年金保険法に定める障害等級1級から3級の状態にある場合

「年金請求書」とは別に「障害者特例請求」の手続きが必要になりますので、お近くの年金事務所または街角の年金相談センターにご相談ください。

障害の特例に該当した場合、手続きの翌月から年金額が改定されます。

（障害年金を受給されている方は、障害状態にあると判断される時点にさかのばって年金額が改定されます。）

②厚生年金保険の加入期間が（各制度単独で）44年以上ある場合（長期加入者）

「年金請求書」とは別に手続きいただくものはありません。

なお、該当したときに厚生年金保険加入中（被保険者）である場合は、退職した月の翌月から年金額が改定されます。

* 加給年金額の加算条件(4ページ)に該当する場合は、老齢厚生年金に加給年金額が加算されます。

* この特例の期間中に厚生年金保険の被保険者として再就職した場合は、特例による定額部分（および加給年金額）は支給停止されます。

老齢年金の制度についての詳しい説明は、
日本年金機構ホームページに掲載しています。ぜひご活用ください。

■詳しくは日本年金機構で検索

日本年金機構



<https://www.nenkin.go.jp/>